

大阪市の公報

発行所
大 阪 市 役 所
大 阪 市 北 区 中 之 島 1-3-20
電 話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 大阪市生活保護法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 大阪市下水道条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 大阪市海浜施設条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 10

告 示

- 大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 大阪市中央公会堂の臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更の承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 特定計量器の定期検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 一般競争入札の執行（南江口保育所施設一式の借入れ）・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 一般競争入札の執行（大阪市学校給食献立作成システムの再構築及び保守運用にかかる業務委託一式）・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 一般競争入札の執行（平成30年度庁内情報利用パソコン等機器（市政改革室）一式の借入れ等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 一般競争入札の執行（平成30年度庁内情報利用パソコン等機器

（人事室）一式の借入れ等）	30
○一般競争入札の執行（滝川小学校仮設校舎一式の借入れ等）	35
○一般競争入札の執行（大阪市役所本庁舎で使用する電気の調達等）	39
○一般競争入札の執行（平成30年度PPC用紙（下半期第1ブロック）の買入れ等）	43
○開発行為に関する工事の完了	47
○開発行為に関する工事の完了	48
○開発行為に関する工事の完了	48
○開発行為に関する工事の完了	49
○道路の廃止	50
○大阪市立信太山青少年野外活動センターの臨時開館及び臨時休館の承認	50
○大阪市立愛光会館の臨時開館の承認	51
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	51
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	52
○大阪市立西三国センターの供用時間の変更の承認	53
○放置自動車の処理	54
○道路法違反物件の除却	54
○市道の区域変更	55
○市道の供用開始	56
○平成25年大阪市告示第463号（区会計管理者の権限に属する事務の一部の区出納員への委任）の一部改正	59
○大阪市立阿倍野防災センターの臨時開館及び臨時休館の承認	59
○落札者等の公示	60
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	60
○大阪市議会議員鶴見区選挙区補欠選挙の選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日	61
公 告	
○一般競争入札の執行（金属くず等の売払い）	61
市会公告	
○平成29年度における情報公開制度の運用状況	64

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し**◇大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

- 1 市営住宅等の管理に関する事務に関し特定個人情報の利用を開始することに伴い、大阪市個人番号の利用等に関する条例別表第1の市規則で定める事務並びに同条例別表第2の市規則で定める事務及び特定個人情報の範囲を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成30年7月1日から施行することにしました。

(平成30年大阪市規則第93号 ICT戦略室企画担当)

◇大阪市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

- 1 保健福祉センター所長に委任する事務の範囲を改めることにしました。
- 2 進学準備給付金の支給の申請に係る手続きを定めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この規則は、平成30年7月1日から施行することにしました。

(平成30年大阪市規則第94号 福祉局生活福祉部保護課)

◇大阪市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 公共下水道の排水施設の占用に係る調査に関し必要な事項等を定めることにしました。
- 2 占用料を減免することができる事由等を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定を整備することにしました。
- 4 この規則は、平成30年7月1日から施行することにしました。

(平成30年大阪市規則第95号 建設局下水道河川部水環境課)

◇大阪市海浜施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 海浜施設の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成30年7月1日から施行することにしました。

(平成30年大阪市規則第96号 港湾局計画整備部施設管理課)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大阪市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市海浜施設条例施行規則の一部を改正する規則

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市規則第93号

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大阪市規則第209号）の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出しを削り、第1条の次に次の見出し及び1条を加える。

（条例別表第1の市規則で定める事務）

第1条の2 条例別表第1の1の項の市規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 市営住宅（大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）第2条第3号に規定する建替計画により、本市が建設し、賃貸するための住宅及びその附帯施設（以下「建替計画により建設される住宅」という。）、同条第4号に規定する再開発住宅、同条第5号に規定する特定賃貸住宅並びに同条第6号に規定する国土交通大臣の承認を受けた地域特別賃貸住宅供給計画により、本市が建設し、賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。以下同じ。）に係る同条例第13条第1項の入居の申込みの受理又はその申込みに係る事実についての審査に関する事務
- (2) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第17条第1項の承認の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第17条第3項の届出の受理に関する事務
- (4) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第18条第1項の承認の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第18条の2第1項の届出の受理に関する事務（保証人に係る事務を除く。）
- (6) 建替計画により建設される住宅に係る大阪市営住宅条例第23条第1項の収入の申告の受理又はその申告に係る事実についての審査に関する事務
- (7) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第24条第1項（同条例第35条第2項において準用する場合を含む。第10条の2第2号、第12条の2第4号及び第22条の3第5号において同じ。）の家賃の納付に関する事務
- (8) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第27条第1項（同条例第35条第2項に

において準用する場合を含む。第22条の3第6号において同じ。)の家賃若しくは敷金の減免若しくはその徴収の猶予の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務

- (9) 建替計画により建設される住宅に係る大阪市営住宅条例第38条前段のあつせん等に関する事務
- (10) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第40条第1項の収入状況の報告の請求等に関する事務
- (11) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第46条第1項の明渡しの請求に関する事務
- (12) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第53条の12第1項の使用料若しくは保証金の減免若しくはその徴収の猶予の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (13) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第53条の15第1項の明渡しの請求に関する事務

第10条の次に次の1条を加える。

第10条の2 条例別表第2の8の2の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第34条の収入状況の報告の請求等に関する事務 当該請求等に係る同法第2条第2号に規定する公営住宅の入居者又はその同居者（以下この条において「公営住宅入居者等」という。）に係る市町村民税に関する情報
- (2) 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務（大阪市営住宅条例第24条第1項の家賃の納付に関する事務に限る。） 当該事項に係る公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第12条の次に次の1条を加える。

第12条の2 条例別表第2の10の2の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等に関する事務 当該請求等に係る同法第2条第6項に規定する改良住宅（以下「改良住宅」という。）の入居者又はその同居者（以下この条において「改良住宅入居者等」という。）に係る市町村民税に関する情報
- (2) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務（大阪市営住宅条例第17条第1項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。） 当該事項に係る改良住宅入居者等又は同条例第17条第1項の規定により同居させようとする者に係る市町村民税に関する情報
- (3) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第48条の条例

で定める事項に関する事務（大阪市営住宅条例第18条第1項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。） 当該事項に係る改良住宅の同居者に係る市町村民税に関する情報

- (4) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務（大阪市営住宅条例第24条第1項の家賃の納付に関する事務に限る。） 当該事項に係る改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第22条の2の次に次の1条を加える。

第22条の3 条例別表第2の20の3の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第13条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又は当該者と同居しようとする者に係る市町村民税に関する情報
- (2) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第17条第1項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る市営住宅の入居者若しくはその同居者（以下「市営住宅入居者等」という。）又は当該入居者が同居させようとする者に係る市町村民税に関する情報
- (3) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第18条第1項の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る市営住宅の同居者に係る市町村民税に関する情報
- (4) 建替計画により建設される住宅に係る大阪市営住宅条例第23条第1項の収入の申告に係る事実についての審査に関する事務 当該申告に係る建替計画により建設される住宅の入居者又はその同居者（以下この条において「建替計画により建設される住宅の入居者等」という。）に係る市町村民税に関する情報
- (5) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第24条第1項の家賃の納付に関する事務 当該納付に係る市営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- (6) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第27条第1項の家賃若しくは敷金の減免又はその徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る市営住宅入居者等に係る市町村民税に関する情報
- (7) 建替計画により建設される住宅に係る大阪市営住宅条例第38条前段のあつせん等に関する事務 当該あつせん等に係る建替計画により建設される住宅の入居者等に係る市町村民税に関する情報
- (8) 市営住宅に係る大阪市営住宅条例第40条第1項の収入状況の報告の請求等に関する事務 当該請求等に係る市営住宅入居者等に係る市町村民税に関する情報

附 則

この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

(平30. 6. 29揭示済)

大阪市規則第94号

大阪市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第55条の5及び」を「第55条の6及び」に、「並びに法第77条第1項」を「、法第55条の5第1項及び第55条の6の規定による進学準備給付金の支給に関する事務並びに法第77条第1項」に改め、同条ただし書中「第55条の5の規定による就労自立給付金」を「法第55条の6の規定による就労自立給付金及び進学準備給付金」に改める。

第31条を第32条とし、第23条から第30条までを1条ずつ繰り下げ、第22条の次に次の1条を加える。

(進学準備給付金申請書)

第23条 施行規則第18条の9第1項本文の規定による申請は、所定の進学準備給付金申請書によらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に市長に対して行っている申請その他の行為で、この規則による改正後の大阪市生活保護法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第2条の規定により新たに保健福祉センター所長に委任されることとなる事務に係るものについては、この規則の施行の日以後においては、保健福祉センター所長に対して行った申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に提出されている生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第18条の9第1項本文に規定する申請書は、改正後の規則第23条に規定する進学準備給付金申請書とみなす。

(平30. 6. 29揭示済)

大阪市規則第95号

大阪市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市下水道条例施行規則（昭和35年大阪市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第17条の2を次のように改める。

(公共下水道の暗渠^{きょ}に電線等を設けることができる者)

第17条の2 条例第18条第4項第3号アの市規則で定める者は、放送法（昭和25年法律第132号）第129条第1項に規定する登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を用いて同法第2条第3号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。）とする。

2 条例第18条第4項第3号イの市規則で定める者は、市長が次に掲げる要件に該当すると認めた者とする。

- (1) 下水を熱源とする熱（以下「下水熱」という。）の利用に関する適正かつ確実な計画を有する者であること
- (2) 下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること

第17条の3中「第18条第4項」を「第18条第4項第3号ウ」に、「電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物
- (2) 下水熱を利用するための熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物

第26条第4号中「敷地」を「敷地又は排水施設」に改める。

第27条に次のただし書を加える。

ただし、条例第18条第4項第3号イに掲げる熱交換器及び当該熱交換器を支持し、又は保護するための工作物のうち、撤去し原状に回復することが困難であると市長が認めるものについては、この限りでない。

第34条を第37条とし、第33条を第36条とし、第32条を第35条とする。

第31条第2項中「第31条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条を第34条とし、第28条から第30条までを3条ずつ繰り下げる。

第3章中第27条の次に次の3条を加える。

（調査許可の申請）

第28条 条例第23条第1項の調査を行おうとする者は、第15号様式による申請書に当該調査を行おうとする公共下水道の排水施設の暗渠^{きょ}である構造の部分（以下「調査部分」という。）の位置図を添付して、これを市長に提出しなければならない。同条第2項の許可を受けた者が当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書は、当該申請書に係る調査部分と重複する調査部分（以下「重複調査部分」という。）について次条の規定による公表がされた場合には、当該公表の日から起算して2週間以内に提出しなければならない。

（調査許可の申請に係る公表）

第29条 市長は、前条第1項の申請書の提出（同項後段の規定による提出を除く。）があつたときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、当該申請書に係る調査部分について、市長が条例第23条第2項の規定による許可をする見込みがないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請書の提出があつたこと
- (2) 調査部分の位置
- (3) 重複調査部分について条例第23条第1項の調査を行おうとする者は、この条の規定による公表の日から起算して2週間以内に前条第1項の規定により申請書を提出しなければならないこと
(複数の者から調査許可の申請があつた場合の措置)

第30条 市長は、1の調査部分について複数の者から第28条第1項の申請書の提出があつたときは、これらの者のうちから条例第23条第2項の規定による許可を受けることができる者を抽選その他の適当な方法により決定するものとする。

第14号様式の次に次のように加える。

第15号様式（第28条関係）（A 4）

排水施設の占用に係る調査許可申請書	
平成 年 月 日	
大阪市長 様	
申 請 者 住 所	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
フリガナ	
氏 名 印 ○	
(法人にあっては、その名称並びに代表者の氏名印及びフリガナ)	
電話番号 ()	
排水施設を占有することができるかどうかを確認するための調査を実施したいので、大阪市内水道条例第23条第2項の規定により、次のとおり申請します。	
調 査 部 分 の 位 置	
調 査 部 分 の 位 置 の 延 長	m
調 査 の 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
調 査 の 方 法	調査の概要
	実施種別 直営・委託（業者名 ）
設置を予定する設備の種類	・電線等 ・熱交換器等 ※該当するものに○を付すこと
担当者の氏名 及び連絡先	担当者氏名 電話番号 ()

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

（平30. 6. 29揭示済）

大阪市規則第96号

大阪市海浜施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市海浜施設条例施行規則（昭和55年大阪市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第11条第4号中「行為」を「行為（条例第7条第1項の許可（同項第2号に掲げる行為に係るものに限る。）に係る施設の全部又は一部において火気を用いる行為であって、当該行為により施設及びその周辺に及ぼす影響その他の事情を総合的に考慮して施設の利用に著しい支障を及ぼすおそれがないと市長が認めるものを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

(平30. 6. 29揭示済)

告 示

大阪市告示第893号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第 6 号）中附則第 1 項ただし書に規定する改正規定（別表第 1 の 1 の項に係る部分に限る。）は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

(平30. 6. 29揭示済)

大阪市告示第894号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年大阪市条例第 4 号）は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

平成30年 6 月29日

大阪市長 吉 村 洋 文

(平30. 6. 29揭示済)

大阪市告示第938号

大阪市中央公会堂について、大阪市公会堂条例（昭和26年大阪市条例第73号）第 2 条第 2 項および第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、第 2 条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施 設 名	月 日	供 用 時 間
大阪市中央公会堂	平成31年 9 月24日（火）	午前 9 時30分から 午後 9 時30分まで

2 臨時休館

大阪市中央公会堂	平成31年 9 月17日（火）
----------	-----------------

3 供用時間の変更

施 設 名	月 日	供 用 時 間
大阪市中央公会堂	平成31年 5 月18日（土）から 同月19日（日）まで	午前 7 時30分から 午後 9 時30分まで
大阪市中央公会堂	平成31年11月29日（金）から 同月30日（土）まで	午前 8 時30分から 午後 9 時30分まで

(経済戦略局文化部文化課)

大阪市告示第939号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定に基づき
大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり
公告する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ホームセンターコーナン西本町店

大阪市西区西本町二丁目 2 番 1 外 7 筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎

堺市西区鳳東町四丁401番地 1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎

堺市西区鳳東町四丁401番地 1

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年 3 月 1 日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,889㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物 R 階	72 台

建物 1 階南側	2 台 (うち自動二輪車 2 台)
合計	74 台 (うち自動二輪車 2 台)

② 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物 1 階西側	91 台
建物 1 階南側	5 台 (うち原動機付自転車 5 台)
合計	96 台 (うち原動機付自転車 5 台)

③ 荷さばき施設の面積

87㎡

④ 廃棄物等の保管施設の容量

21.2㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
コーナン商事株式会社	午前 6 時	午後10時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 5 時30分から午後10時30分まで

③ 駐車場の自動車の出入口の数

駐 車 場	出入口の数及び位置
建物 R 階	出入口 1 箇所（北西側）
合計	1 箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 9 時まで

2 届出年月日

平成30年 6 月29日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

② 大阪市西区役所地域支援課

大阪市西区新町四丁目 5 番14号 西区役所 4 階

(2) 期間

平成30年 7 月13日（金）から同年11月13日（火）まで（日曜日、土曜日

及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年11月13日 (火)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)



大阪市告示第940号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 中央区難波3丁目店

大阪市中央区難波三丁目25番2の一部 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社成信 代表取締役 根本 信男

大阪市中央区淡路町三丁目5番13号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉

大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号 大阪三井物産ビル

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年5月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

12,748㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
タイムズ大阪難波	96台

(大阪市浪速区難波中2-5-1)	
サイクルタイムズなんばHIPS (大阪市中央区難波1-14-11) (自動二輪車)	8台
合計	104台 (うち自動二輪車8台)

② 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物 地下1階	295台 (うち原動機付自転車15台)
合計	295台 (うち原動機付自転車15台)

③ 荷さばき施設の面積

58㎡

④ 廃棄物等の保管施設の容量

42㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社エディオン	午前9時	翌午前0時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時から翌午前1時まで

③ 駐車場の自動車の出入口の数

駐 車 場	出入口の数及び位置
タイムズ大阪難波 (大阪市浪速区難波中2-5-1)	出入口2箇所
合計	2箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前1時から午前9時まで

2 届出年月日

平成30年6月29日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

② 大阪市中央区役所

大阪市中央区久太郎町一丁目2番27号 中央区役所1階 区民情報コーナー

(2) 期間

平成30年 7 月13日（金）から同年11月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年11月13日（火）

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）

大阪市告示第941号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール鶴見緑地

大阪市鶴見区鶴見四丁目17番 1 号（住居表示）

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷 幹男

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林 辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷 幹男

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 他106者

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役社長 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 他109者

(4) 変更年月日

(3)①平成28年 1 月29日

(3)②平成30年 4 月 1 日

2 届出年月日

平成30年 6 月25日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成30年 7 月13日 (金) から同年11月13日 (火) まで (日曜日、土曜日
及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年11月13日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第942号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき
大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法
第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン京橋店

大阪市都島区片町二丁目 3 番51号 (住居表示)

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテールストア株式会社 代表取締役 西松 正人

千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(3) 変更事項

- ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテールストア株式会社 代表取締役 岡崎 双一
千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(変更後) イオンリテールストア株式会社 代表取締役 西松 正人
千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

- ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテールストア株式会社 代表取締役 岡崎 双一
千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 他42者

(変更後) イオンリテールストア株式会社 代表取締役 西松 正人
千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 他38者

(4) 変更年月日

(3)①平成30年 3 月27日

(3)②平成30年 3 月27日

2 届出年月日

平成30年 6 月29日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T C ビルO ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成30年 7 月13日 (金) から同年11月13日 (火) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年11月13日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第943号

計量法 (平成 4 年法律第51号) 第19条及び第21条の規定により特定計量器 (取引や証明等に使用するばかり) の定期検査を実施する。

平成30年 7 月 13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成30年

港 区

検 査 月 日	曜 日	検 査 場 所	所 在 地
8 月 1 6 日	木	築 港 小 学 校	築 港 1 丁 目 1 0 番 3 8 号
8 月 1 7 日	金	八 幡 屋 小 学 校	八 幡 屋 3 丁 目 3 番 5 号
8 月 2 0 日	月	市 岡 中 学 校	磯 路 1 丁 目 5 番 2 1 号
8 月 2 1 日	火	波 除 小 学 校	波 除 3 丁 目 6 番 8 号
8 月 2 3 日	木	三 先 小 学 校	三 先 2 丁 目 6 番 3 2 号

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中 3 丁目 1 番 126 号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話 06-6577-5884）まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

(経済戦略局計量検査所)

大阪市告示第944号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成30年3月11日から平成35年3月10日までの間に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、大阪市の市税条例第29条第14項の規定に基づき告示する。

平成30年 7 月 13日

大阪市長 吉 村 洋 文

法 人 の 名 称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター	大阪市天王寺区伶人町 2 番 7 号大阪府夕陽丘庁舎内

(財政局税務部課税課)

大阪市告示第945号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成30年4月25日から平成35年4月24日までの間に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、大阪市市税条例第29条第14項の規定に基づき告示する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

法 人 の 名 称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
学校法人関西大学	大阪府吹田市山手町三丁目3番35号

（財政局税務部課税課）

**大阪市告示第946号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
 電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

南江口保育所施設 一式
 （電子入札対象案件）

(2) 借入の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成31年6月1日（土）から平成41年3月31日（土）まで

(4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年7月30日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：01 建物等賃貸：01 建物：(155)」で登録していること
- (5) 平成15年度（平成15年4月1日）以降において、賃貸借契約（1棟あたりの延床面積500㎡以上の新築建物（プレハブ建物を含む））の実績（貸付開始済みであること）があること
- (6) 当該賃貸借契約において、建物の性能・機能維持のための体制を整え、補修などが必要となった場合は迅速な対応が可能であることを証明する誓約書の提出が出来ること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成30年7月30日（月）まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成30年7月30日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間 平成30年9月11日（火）から同月12日（水）までの午前9時から午後5時まで
 - イ 開札予定日時 平成30年9月13日（木）午前11時30分
 - ウ 場所 システム上とする。

- (2) 紙入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年9月13日（木）午前11時から午前11時30分まで
- イ 開札予定日時 平成30年9月13日（木）午前11時30分
- ウ 場所 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成30年9月12日（水）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約に

あつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額)) の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年7月30日(月)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

School building at Minamieguchi nursery school 1set

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 30 July 2018

(3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 11 September 2018 to 5:00PM, 12 September 2018
- ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 13 September 2018
- ③ by post: 5:00PM, 12 September 2018
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The
City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi
1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第947号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 9 階
大阪市契約管財局契約部契約課業務委託グループ
電話 06-6484-7083

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

大阪市学校給食献立作成システムの再構築及び保守運用にかかる業務委託 一式

(以上、電子入札対象案件とする。)

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約日から平成36年 3 月31日 (日) まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請 (以下「資格審査申請」という。) を担当部局 (1 に同じ。) に行えば、当該審査を行う。ただし、平成30年 7 月27日 (金) までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けてい

ないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10 情報処理 01 情報処理」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）

- (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から平成30年 7 月27日（金）午後 5 時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。

- (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。

※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。

- (4) 入札参加申請書等の受付期間
公告の日から平成30年 7 月27日（金）午後 5 時まで（ただし、本市の休日を除く。）。

- (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

- (1) システム上
(2) 担当部局（1に同じ。）

6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間
平成30年 9 月13日（木）から平成30年 9 月14日（金）まで（午前 9 時から午後 5 時まで）

- ② 開札予定日時 平成30年 9 月18日（火）午前10時30分

- ③ 場所 システム上

- (2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成30年 9 月18日（火）午前10時から午前10時30分まで

- ② 開札予定日時 平成30年 9 月18日（火）午前10時30分

- ③ 場所 大阪府中央区本町 1－4－5 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等（簡易書留郵便もしくは信書が扱え、送付履歴がわかるもの。以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成30年 9 月14日（金）午後 5 時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除（見積った契約希望金額の100分の3以上）
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年7月27日（金）午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 契約規則第28条第1項各号の一に該当する入札
- (2) システム所定の入札書もしくは紙入札による場合において本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 再入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- (4) 落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

Restructuring of Osaka city school lunch making menu system and maintenance operation

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 27 July 2018

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 13 September 2018 to 5:00PM, 14 September 2018

② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 18 September 2018

③ by post: 5:00PM, 14 September 2018

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7083

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第948号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 7月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び数量

- ① 平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（市政改革室）一式
- ② 平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（ICT戦略室（1））一式
- ③ 平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（政策企画室）一式
- ④ 平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（経済戦略局）一式
- ⑤ 平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（契約管財局）一式
- ⑥ 平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（都市計画局）一式
- ⑦ 平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（健康局）一式
- ⑧ 平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（都市整備局）一式
- ⑨ 平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（消防局）一式
- ⑩ 平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（教育委員会事務局）一式
- ⑪ 平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（行政委員会事務局）一式

(ただし、①～⑪は合併入札により行う。)

(電子入札対象案件)

- (2) 借入の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成31年 3 月 1 日 (金) から平成35年 2 月28日 (火) まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年 7 月30日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器（158）」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等報告書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001(ISO27001)に準拠したISMS 認証またはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成30年 7 月30日（月）まで

無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成30年7月30日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年9月13日（木）から同月14日（金）までの午前9時から午後5時まで
- イ 開札予定日時 平成30年9月18日（火）午前11時30分
- ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年9月18日（火）午前11時から午前11時30分まで
- イ 開札予定日時 平成30年9月18日（火）午前11時30分
- ウ 場所 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成30年9月14日（金）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年7月30日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:
 - ① Personal computer equipment for information system use
(Office of City Management Reform) 1set
 - ② Personal computer equipment for information system use
(Office of ICT Strategy(1)) 1set
 - ③ Personal computer equipment for information system use
(Office of the Mayor) 1set
 - ④ Personal computer equipment for information system use
(Economic Strategy Bureau) 1set
 - ⑤ Personal computer equipment for information system use
(Contracts and Property Management Bureau) 1set
 - ⑥ Personal computer equipment for information system use
(City Planning Bureau) 1set
 - ⑦ Personal computer equipment for information system use
(Public Health Bureau) 1set
 - ⑧ Personal computer equipment for information system use(Urban
Redevelopment and Housing Bureau) 1set
 - ⑨ Personal computer equipment for information system use(Fire
Department) 1set
 - ⑩ Personal computer equipment for information system use(Board

of Education) 1set

- ⑪ Personal computer equipment for information system use(Secretariat to Administrative Commissions) 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 30 July 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 13 September 2018 to 5:00PM, 14 September 2018
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 18 September 2018
 - ③ by post: 5:00PM, 14 September 2018
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi
1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第949号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び数量

- ①平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器(人事室)一式
- ②平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器(都市交通局)一式
- ③平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器(中央卸売市場)一式
- ④平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器(中央卸売市場南港市場)一式
- ⑤平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器(総務局)一式
- ⑥平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器(市民局)一式
- ⑦平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器(財政局財務部)一式
- ⑧平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器(福祉局)一式
- ⑨平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器(福祉局弘済院)一式

- ⑩平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（こども青少年局）一式
- ⑪平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（建設局）一式
- ⑫平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（会計室）一式
- ⑬平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（都島区役所）一式
- ⑭平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（此花区役所）一式
- ⑮平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（西区役所）一式
- ⑯平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（港区役所）一式
- ⑰平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（大正区役所）一式
- ⑱平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（天王寺区役所）一式
- ⑲平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（東成区役所）一式
- ⑳平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（生野区役所）一式
- ㉑平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（阿倍野区役所）一式
- ㉒平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（住之江区役所）一式
- ㉓平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（住吉区役所）一式
- ㉔平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（東住吉区役所）一式
- ㉕平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（平野区役所）一式
- ㉖平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（西成区役所）一式
- ㉗平成30年度 庁内情報利用パソコン等機器（ICT戦略室活用推進担当（2））一式

（ただし、①～㉗は合併入札により行う。）

（電子入札対象案件）

- (2) 借入の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成31年3月1日（金）から平成35年2月28日（火）まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年7月30日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器（158）」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃

貸業の者であること

- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等報告書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001 に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001 (ISO27001) に準拠したISMS 認証またはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成30年7月30日（月）まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成30年7月30日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間 平成30年9月18日（火）から同月19日（水）までの午前9時から午後5時まで
 - イ 開札予定日時 平成30年9月20日（木）午前11時30分
 - ウ 場所 システム上とする。
 - (2) 紙入札による場合
 - ア 入札書受付期間 平成30年9月20日（木）午前11時から午前11時30分まで
 - イ 開札予定日時 平成30年9月20日（木）午前11時30分
 - ウ 場所 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室
- ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成30年9月19日（水）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年7月30日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) この調達、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:

- ① Personal computer equipment for information system use(Office of Human Resources) 1set
- ② Personal computer equipment for information system use(City Transportation Bureau) 1set
- ③ Personal computer equipment for information system use(Central Wholesale Markets) 1set
- ④ Personal computer equipment for information system use(South Port Wholesale Market (Nanko Shijo)) 1set
- ⑤ Personal computer equipment for information system use(General Affairs Bureau) 1set
- ⑥ Personal computer equipment for information system use(Citizens' Affairs Bureau) 1set
- ⑦ Personal computer equipment for information system use(Finance Bureau Finance Division) 1set
- ⑧ Personal computer equipment for information system use(Social Welfare Bureau) 1set
- ⑨ Personal computer equipment for information system use(Osaka City Kosaiin) 1set
- ⑩ Personal computer equipment for information system use(Children and Youth Bureau) 1set
- ⑪ Personal computer equipment for information system use(Public Works Bureau) 1set
- ⑫ Personal computer equipment for information system use(Office of the Treasurer) 1set
- ⑬ Personal computer equipment for information system use(Miyakojima Ward Office) 1set
- ⑭ Personal computer equipment for information system use(Konohana Ward Office) 1set
- ⑮ Personal computer equipment for information system use(Nishi Ward Office) 1set
- ⑯ Personal computer equipment for information system use(Minato Ward Office) 1set
- ⑰ Personal computer equipment for information system use(Taisho Ward Office) 1set
- ⑱ Personal computer equipment for information system use(Tennoji Ward Office) 1set
- ⑲ Personal computer equipment for information system use(Higasinari Ward Office) 1set
- ⑳ Personal computer equipment for information system use(Ikuno Ward Office) 1set

- ⑳ Personal computer equipment for information system use(Abeno Ward Office) 1set
- ㉑ Personal computer equipment for information system use(Suminoe Ward Office) 1set
- ㉒ Personal computer equipment for information system use(Sumiyoshi Ward Office) 1set
- ㉓ Personal computer equipment for information system use(Higashiumiyoshi Ward Office) 1set
- ㉔ Personal computer equipment for information system use(Hirano Ward Office) 1set
- ㉕ Personal computer equipment for information system use(Nishinari Ward Office) 1set
- ㉖ Personal computer equipment for information system use(Office of ICT Strategy Enterprise Solution & Architecture Group(2)) 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 30 July 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 18 September 2018 to 5:00PM, 19 September 2018
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 20 September 2018
 - ③ by post: 5:00PM, 19 September 2018
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第950号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪府契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び数量

- ① 滝川小学校仮設校舎 一式
- ② 中野小学校仮設校舎 一式
- ③ 玉出中学校仮設校舎 一式

以上、電子入札対象案件とする。

(2) 借入の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 ① 平成31年 3 月15日（金）から平成32年12月31日（木）まで

② 平成31年 3 月15日（金）から平成32年 8 月31日（月）まで

③ 平成31年 3 月15日（金）から平成32年 7 月31日（金）まで

(4) 借入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 上記(1)①～③の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年 7 月30日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：01 建物等賃貸：01 建物：(155)」で登録していること

(5) 平成15年度（平成15年 4 月 1 日）以降において、賃貸借契約（用途：学校校舎、構造：鉄骨プレハブ造、規模：1 棟当たりの延床面積が500㎡以上の建物）の実績（貸付開始済みであること）があること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）

(2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成30年 7 月30日（月）まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。)

(3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成30年 7 月30日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。)

(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 上記「2 入札に付する事項(1)」①

① 電子入札による場合

ア 入札書受付期間 平成30年 9 月13日（木）から同月14日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

イ 開札予定日時 平成30年 9 月18日（火）午前11時30分

ウ 場所 システム上とする。

② 紙入札による場合

ア 入札書受付期間 平成30年 9 月18日（火）午前11時から午前11時30分まで

イ 開札予定日時 平成30年 9 月18日（火）午前11時30分

ウ 場所 大阪市中心部本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

(2) 上記「2 入札に付する事項(1)」②

① 電子入札による場合

ア 入札書受付期間 平成30年 9 月18日（火）から同月19日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで

イ 開札予定日時 平成30年 9 月20日（木）午前11時30分

ウ 場所 システム上とする。

② 紙入札による場合

ア 入札書受付期間 平成30年 9 月20日（木）午前11時から午前11時30分まで

イ 開札予定日時 平成30年 9 月20日（木）午前11時30分

ウ 場所 大阪市中心部本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

(3) 上記「2 入札に付する事項(1)」③

① 電子入札による場合

ア 入札書受付期間 平成30年 9 月20日（木）から同月21日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

イ 開札予定日時 平成30年 9 月25日（火）午前11時30分

ウ 場所 システム上とする。

② 紙入札による場合

ア 入札書受付期間 平成30年 9 月25日（火）午前11時から午前11時30分まで

イ 開札予定日時 平成30年 9 月25日（火）午前11時30分

ウ 場所 大阪市中心部本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の 3 以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約に

あつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額)) の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年7月30日(月)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

- ① Temporary school building at Takigawa primary school 1set
- ② Temporary school building at Nakano primary school 1set
- ③ Temporary school building at Tamade junior high school 1set

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 30 July 2018

(3) The date and time for the submission of tenders:

① The above(1)①

a. on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 13 September 2018 to 5:00PM, 14 September 2018

b. in person: from 11:00AM to 11:30AM, 18 September 2018

c. by post: 5:00PM, 14 September 2018

② The above(1)②

a. on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 18 September 2018 to 5:00PM, 19 September 2018

b. in person: from 11:00AM to 11:30AM, 20 September 2018

c. by post: 5:00PM, 19 September 2018

③ The above(1)③

a. on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 20 September 2018 to 5:00PM, 21 September 2018

b. in person: from 11:00AM to 11:30AM, 25 September 2018

c. by post: 5:00PM, 21 September 2018

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi
1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第951号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課契約グループ

電話 06-6630-3127

2 入札に付する事項

(1) 調達案件及び予定数量

① 大阪市役所本庁舎で使用する電気

総予定数量 6,161,355kWh (第1グループ)

② 北区役所総合庁舎ほか3施設で使用する電気

総予定数量 4,727,947kWh (第2グループ)

- ③ 福島区役所ほか42施設で使用する電気
総予定数量 10,343,895kWh (第3グループ)
- ④ 都島区役所ほか43施設で使用する電気
総予定数量 9,872,840kWh (第4グループ)
- ⑤ 真田山公園野球場ほか20施設で使用する電気
総予定数量 2,794,060kWh (第5グループ)
- ⑥ 道頓堀川水門ほか4施設で使用する電気
総予定数量 631,990kWh (第6グループ)

(2) 調達物件の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間

- ① 大阪市役所本庁舎で使用する電気
平成30年12月1日から平成31年11月30日まで
- ② 北区役所総合庁舎ほか3施設で使用する電気
平成30年12月1日から平成31年11月30日まで
- ③ 福島区役所ほか42施設で使用する電気
平成30年12月1日から平成31年11月30日まで
- ④ 都島区役所ほか43施設で使用する電気
平成30年12月1日から平成31年11月30日まで
- ⑤ 真田山公園野球場ほか20施設で使用する電気
平成30年12月1日から平成31年11月30日まで
- ⑥ 道頓堀川水門ほか4施設で使用する電気
平成30年12月1日から平成31年11月30日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13その他代行 15電力供給・売買」で登録していること

なお、本市の入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請を平成30年7月26日（木）までに「1の担当部局」に行えば、契約管財局契約部契約課業務委託グループで当該審査を行う。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2による小売電気事業の登録を受けている者であること
- (6) 大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に基づく入札参加資格を有すること

なお、入札参加資格を有していない者は、平成30年 7 月26日（木）までに「大阪市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」（<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000017722.html>）を環境局環境施策部環境施策課に提出すること。大阪市電力調達に係る環境配慮指針に関しては、環境局環境施策部環境施策課（電話06-6630-3264）に問い合わせること

- (7) 「3の入札参加資格(6)」について評価点が70点に満たない電気事業者については、入札参加申出受付期限までに「グリーン電力証書の大阪市への譲渡予定量報告書」を一般競争入札参加申出書に添付して提出すること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

本市環境局ホームページ上、及び「1の担当部局」

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成30年 8 月 3 日（金）まで無償により交付する。

- (3) 入札参加申出書の受付期間

公告の日から平成30年 8 月 3 日（金）までの本市休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

- (4) 入札参加申出書の受付場所等 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 入札書受付期間 平成30年 9 月10日（月）午前10時30分から午前11時まで

- (2) 開札予定日時 平成30年 9 月10日（月）午前11時

- (3) 場所 あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は「1の担当部局」あて平成30年 9 月 7 日（金）午後5時30分までに必着のこと

なお、入札書の提出の際は、案件ごとに電気料金内訳書を添付すること（電気料金内訳書は、案件ごとに、本市環境局ホームページ（当該入札案件のページ）からダウンロードして作成すること。）。

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要 ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申出書等を平成30年8月3日（金）午後5時30分までに受付場所に、指定した方法にて提出（必着）のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された審査資料の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 電気供給のための所要の工事開始又は契約締結のいずれか早い期日までに、環境配慮指針に基づく「グリーン電力証書の大阪市への譲渡予定量報告書」を提出することで入札参加資格が認められた落札者が同証書が無償譲渡しないときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① 6,161,355 kWh extra high voltage electricity for Osaka city Hall
 - ② 4,727,947 kWh high voltage electricity for Kita ward office outside 3 facilities
 - ③ 10,343,895 kWh high voltage electricity for Fukushima ward office outside 42 facilities
 - ④ 9,872,840 kWh high voltage electricity for Miyakojima ward office outside 43 facilities
 - ⑤ 2,794,060 kWh high voltage electricity for Sanadayama baseball field outside 20 facilities
 - ⑥ 631,990 kWh high voltage electricity for Dotonbori river sluice outside 4 facilities
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:30PM, 3August, 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:
11:00AM, 10September, 2018

(tenders submitted by mail 5:30PM, 7 September, 2018)

(4) Contact point where tender documents are available:

Contract Department, Environment Bureau ,RUSHIASU 13th floor of
Abeno ,1-5, Abenosuji 1-chome, Abeno-ku, Osaka, 545-8550
TEL 06-6630-3127

(環境局総務部総務課)

大阪市告示第952号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市会計室会計企画担当

電話 06-6208-8481

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

- ① 平成30年度PPC用紙 買入 下半期 (単価契約) 第1ブロック (A4 A3 B4)
- ② 平成30年度PPC用紙 買入 下半期 (単価契約) 第2ブロック (A4 A3 B4)
- ③ 平成30年度PPC用紙 買入 下半期 (単価契約) 第3ブロック (A4 A3 B4)
- ④ 平成30年度PPC用紙 買入 下半期 (単価契約) 第4ブロック (A4 A3 B4)

ブロック名称	PPC用紙 (判)	予定数 量 (箱)	PPC用紙 (判)	予定数 量 (箱)	PPC用紙 (判)	予定数 量 (箱)
① 第1ブ ック	A4	14,847	A3	904	B4	26
② 第2ブ ック	A4	6,402	A3	303	B4	20
③ 第3ブ ック	A4	7,332	A3	359	B4	15
④ 第4ブ ック	A4	12,647	A3	778	B4	47

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成30年10月1日（月）から平成31年3月31日（日）まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 納入方法

入札説明書による。

(6) 入札方法

上記(1)①～④の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、大阪市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば、契約管財局契約部契約課物品契約グループで、当該審査を行う。（申請の際には、必ずWTO政府調達協定適用入札に係る申請である旨を告げる。）ただし、平成30年8月6日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「02 用紙」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から平成30年8月6日（月）までに大阪市ホームページにて閲覧及び出力すること。また、担当部局（1に同じ。）においても無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書の受付期間
公告の日から平成30年8月6日（月）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

5 入札手続等

- (1) 入札執行日時及び場所
平成30年9月10日（月） 午前11時
大阪市役所本庁舎 会議室（詳細は、資格審査結果と共に通知する。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、平成30年9月7日（金）午後5時までに書留郵便等にて必着のこと。送付先は、担当部局（1に同じ。）

(2) 入札保証金等

ア 入札保証金

免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

イ 契約保証金

要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

ウ 保証人

不要

エ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

オ 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

上記2(1)①～④の物品ごとに、すべての品目について、予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札を行った者を落札者とする。なお、2者以上が予定価格（単価）の制限の範囲内の価格で入札した場合は、見積単価に、それぞれの予定数量を乗じた総金額の低い者を落札者とする。

6 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書を平成30年8月6日（月）午後5時までに担当部局（1に同じ。）に持参又は書留郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された当該書類の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした入札
- (4) 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置

を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

8 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 契約締結は、平成30年10月1日（月）を予定している。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased
Purchase of copier paper(unit price contract for the latter half of FY2018)for block ①～④ respectively.

block	PPC paper (size)	quantity (box)	PPC paper (size)	quantity (box)	PPC paper (size)	quantity (box)
①	A 4	14, 847	A 3	904	B 4	26
②	A 4	6, 402	A 3	303	B 4	20
③	A 4	7, 332	A 3	359	B 4	15
④	A 4	12, 647	A 3	778	B 4	47

※ A box unit comprises 2,500 sheets

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00 PM, 6 August, 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders: 11:00 AM, 10 September, 2018(The closing date and time of the submission of tenders by post: 5:00 PM, 7 September, 2018)
- (4) A contact point where tenders documents are available:

Accounting Planning Department, Office of the Treasurer, City of Osaka 1-3-20 Nakanoshima, Kita-ku, Osaka, 530-8201 TEL:06-6208-8481

(会計室会計企画担当)

大阪市告示第953号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成30年 1 月24日 大阪市指令都計（開）第29-68号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住吉区浅香 1 丁目32番 4、42番 4

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府門真市北巢本町18番21号

株式会社岡俊

代表取締役 岡崎 敏彦

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	14.430m	開発者	開発者	
下水道	D=150mm	12.700m	大阪市	—	集水ますⅠ型イン バート付 3カ所 新設工
下水道	D=150mm	4.200m	大阪市	—	集水ますⅠ型 1カ所 新設工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅠ型イン バート付 1カ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=200mm	0.800m	大阪市	—	第4種マンホール 1カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第954号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成30年 3 月 8 日 大阪市指令都計（開）第91号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東住吉区山坂 5 丁目 6 番 1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区南本町 1 丁目 2 番 6 号

株式会社ブルーム

代表取締役 徳山 善雄

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延 長			
道路	4.000m	22.300m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヲ所 含む
下水道	D=150mm	3.000m	大阪市	—	集水ます I 型イン バート付 1 ヲ所 新設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

**大阪市告示第955号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成30年 5 月 24 日 大阪市指令都計（開）第30-14号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住之江区南港北1丁目35番5

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区豊崎4丁目3番6号

富山産業株式会社

代表取締役 中川 雅秀

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延 長			
消防水利	—	—	開発者	開発者	防火水槽40 t 1基

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第956号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成30年 6 月15日 大阪市指令都計（開）第30-18号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住吉区山之内1丁目2番3、2番4 （第2工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号

株式会社ライフコーポレーション

代表取締役 岩崎 高治

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延 長			
下水道	D=150mm	15.300m	大阪市	—	0号組立マンホールインバート付 2カ所 新設工
下水道	D=150mm	4.900m	大阪市	—	集水ますI型イン

					バート付 1カ所 新設工
--	--	--	--	--	-----------------

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延 長			
下水道	D=150mm	15.600m	大阪市	—	集水ますⅡ型 3カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第957号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

廃止承認年月日及び指令番号

平成30年 7 月 3 日

大阪市指令都計建企第1010号

地 名	地 番	道 路 幅 員	道 路 延 長	摘 要
天王寺区 上本町8丁目	308番10 308番20	m 4.00	m 44.42	

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第958号

大阪市立信太山青少年野外活動センターについては、大阪市立青少年野外活動施設条例（昭和51年大阪市条例第70号）第4条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 7月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 臨時開館日 平成30年 7月17日（火）
 - 2 臨時休館日 平成31年 1月29日（火）
- （こども青少年局企画部青少年課）

大阪市告示959号

大阪市立愛光会館については、大阪市立愛光会館条例（昭和38年大阪市条例第4号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 7月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 臨時開館
平成30年 9月 2日（日）
平成30年10月21日（日）
平成30年11月 3日（土・祝）
平成31年 2月24日（日）
- （こども青少年局子育て支援部こども家庭課）

大阪市告示第960号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

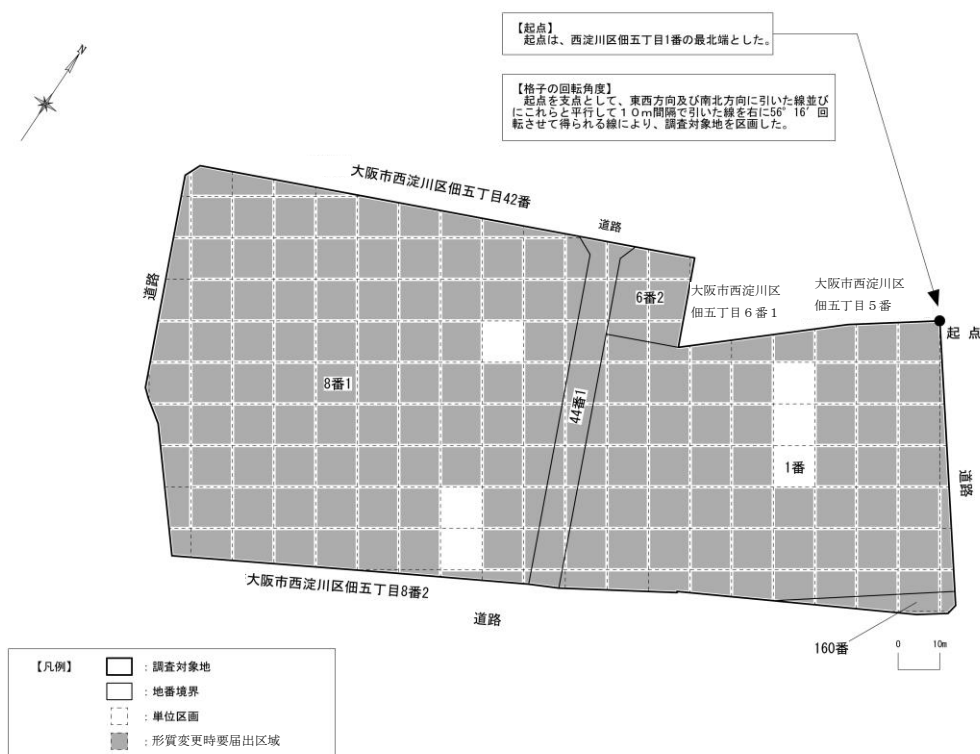
平成30年 7月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 指定する形質変更時要届出区域
別図のとおり（大阪市西淀川区佃五丁目1番の一部、6番2、8番1の一部、44番1、160番）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称
四塩化炭素、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、^ひ砒素及びその化合物、ふっ素
及びその化合物

別図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第961号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成30年 7月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大阪市淀川区田川北三丁目627番3、628番5）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

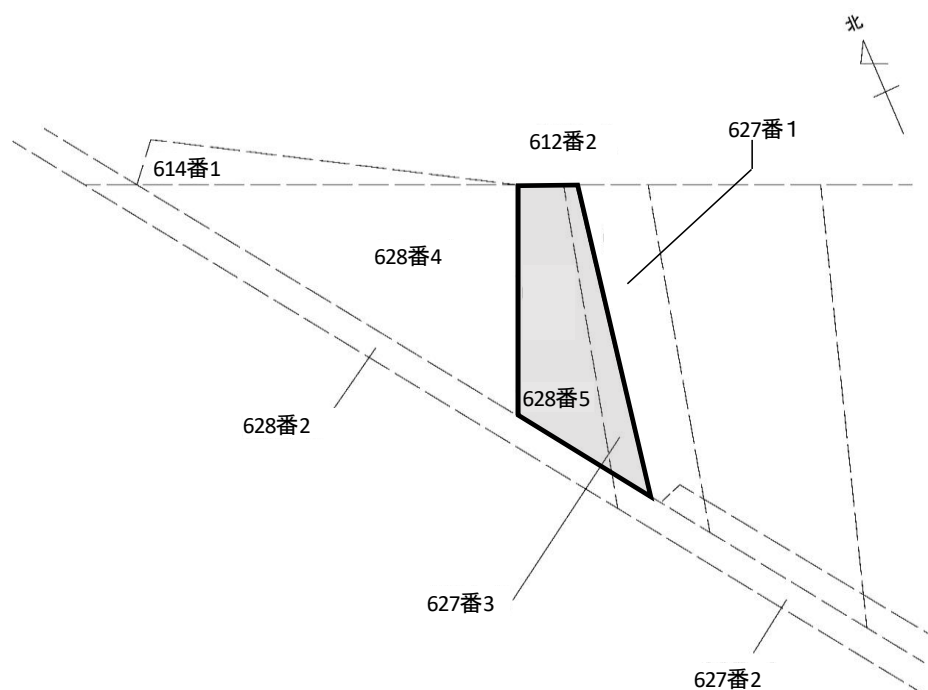
クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、^ひ砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の
名称

六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、
ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

別図



所在・地番 大阪市淀川区田川北三丁目



凡 例

——— : 調査対象地

- - - - : 筆境界

■ : 形質変更時要届出区域

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第962号

大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

施 設 名	年 月 日	供 用 時 間
大阪市立西三国センター	平成30年 7 月21日（土）	午前9時から午後11時まで
	平成30年 8 月18日（土）	午前9時から午後11時まで
	平成30年 8 月25日（土）	午前9時から午後11時まで

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第963号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成30年 7 月27日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (日産 銀色)	平野区加美正覚寺4丁目3番先

(建設局総務部路政課)

大阪市告示第964号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成30年 7 月27日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
本町左専道線	城東区中浜3丁目16番先	物干し台

(建設局総務部路政課)

大阪市告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
巽垣添上田線	生野区巽西2丁目 148番地から 同 区同 2丁目 148番地まで (参考図参照)	旧	m 4.66	m 21.61
		新	5.50	21.61
巽脇田藤木線	生野区巽西2丁目 148番地から 同 区同 2丁目 148番地まで (参考図参照)	旧	m 3.82	m 53.94
		新	5.91 ～7.91	53.94
加美第13号線	平野区加美西2丁目 14番の20地から 同 区同 2丁目 14番の4地まで (参考図参照)	旧	m 5.64 ～12.23	m 20.45
		新	15.46 ～22.00	20.45
加美第75号線	平野区加美西2丁目 14番の4地から 同 区同 2丁目 14番の4地まで (参考図参照)	旧	m 3.82	m 26.05
		新	5.91	26.05
加美第76号線	平野区加美西2丁目 14番の8地から 同 区同 2丁目 14番の8地まで (参考図参照)	旧	m 2.73	m 17.57
		新	4.36	17.57

(建設局総務部管財課)



大阪市告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年 7 月13日

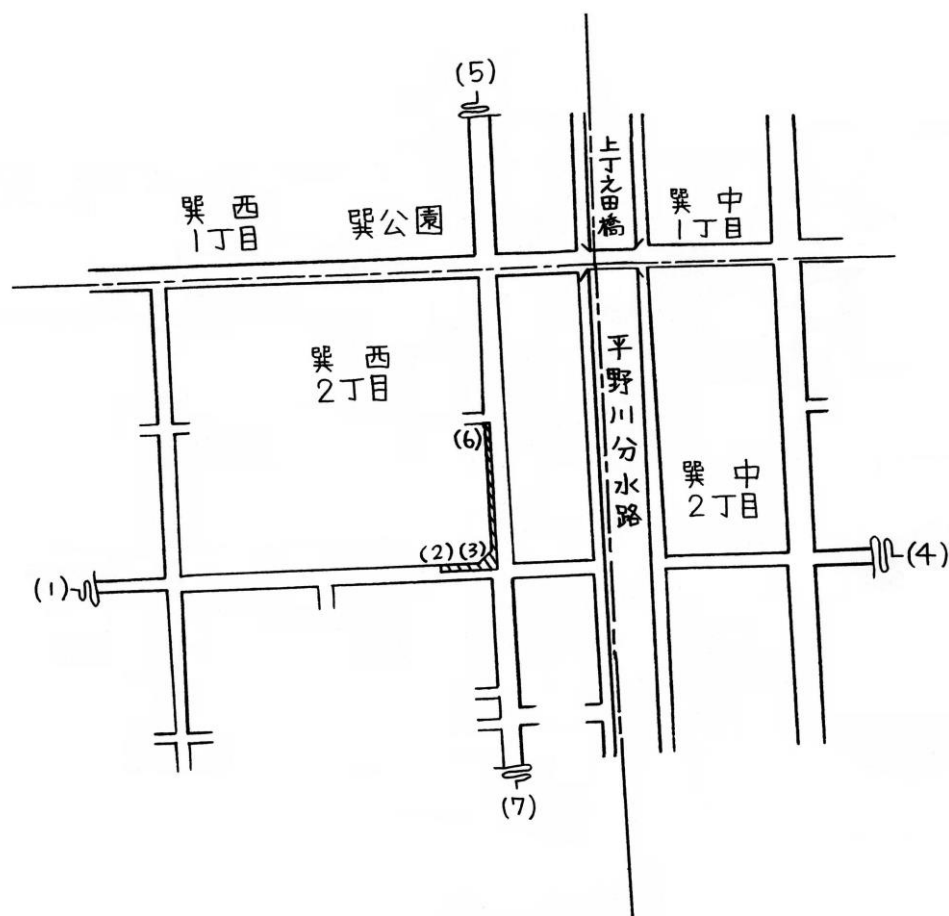
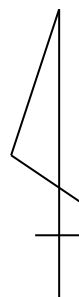
大阪市長 吉 村 洋 文

路 線 名	区 間	供用開始の期日
巽垣添上田線	生野区巽西2丁目148番地から 同 区同 2丁目148番地まで (参考図参照)	告示の日
巽脇田藤木線	生野区巽西2丁目148番地から 同 区同 2丁目148番地まで (参考図参照)	告示の日
加美第13号線	平野区加美西2丁目14番の20地から 同 区同 2丁目14番の4地まで (参考図参照)	告示の日
加美第75号線	平野区加美西2丁目14番の4地から 同 区同 2丁目14番の4地まで (参考図参照)	告示の日
加美第76号線	平野区加美西2丁目14番の8地から 同 区同 2丁目14番の8地まで (参考図参照)	告示の日

参考図

生野区

N



凡 例



新たに道路となる部分



町 丁 界

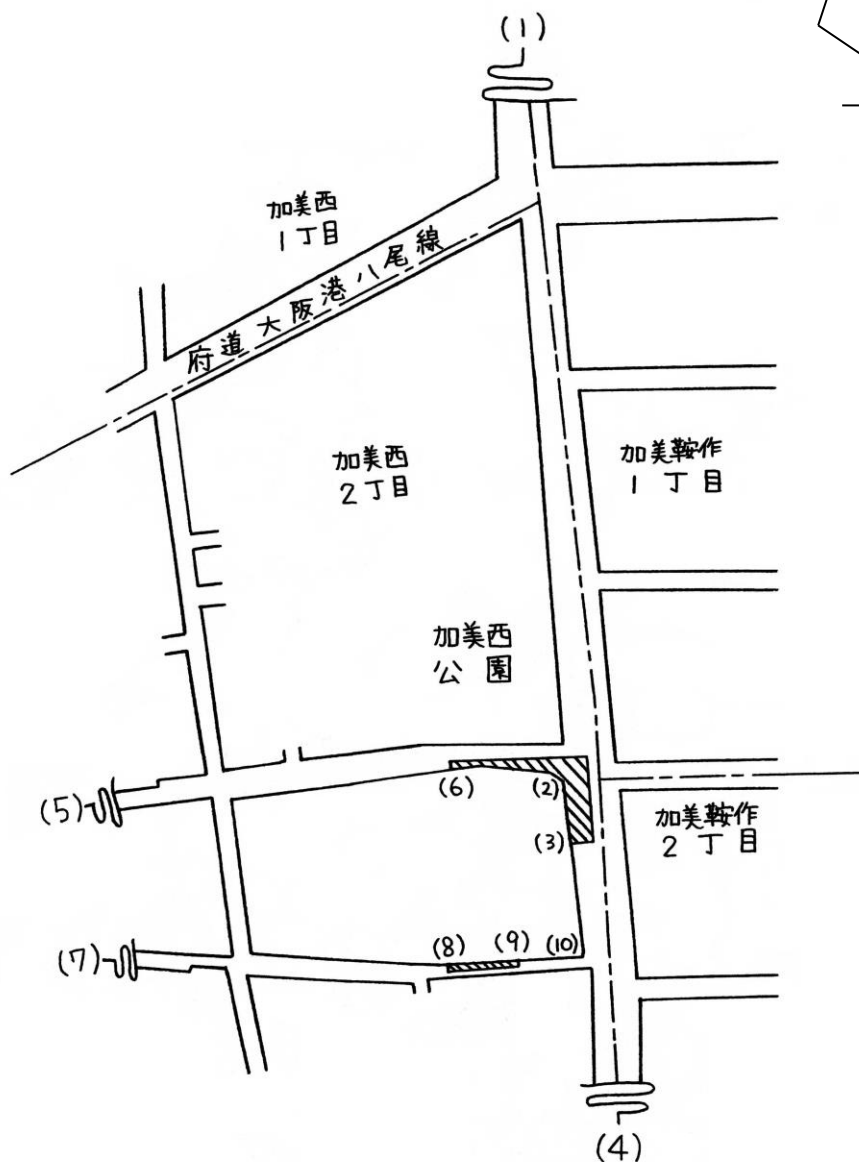
説 明

巽垣添上田線 (1) (4) 間のうち (2) (3) 間を区域変更する。

巽脇田藤木線 (5) (7) 間のうち (6) (3) 間を区域変更する。

参考図

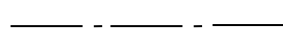
平野区



凡 例



新たに道路となる部分



町 丁 界

説 明

加美第13号線 (1) (4) 間のうち (2) (3) 間を区域変更する。

加美第75号線 (5) (2) 間のうち (6) (2) 間を区域変更する。

加美第76号線 (7) (10) 間のうち (8) (9) 間を区域変更する。

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第967号

平成25年大阪市告示第463号（区会計管理者の権限に属する事務の一部の区出納員への委任）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

区会計管理者の権限に属する事務の一部の区出納員への委任の表西区役所の項中

「

総務課長	(1) 所管歳入金に係る同規則第26条の規定による現金収納事務及び同規則第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
------	--

を

「

総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る同規則第26条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び同規則第27条の規定（同規則第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う同規則第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
------	--

」

に改める。

（会計室会計企画担当）

大阪市告示第968号

大阪市立阿倍野防災センターについて、大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館日

平成30年 8 月 1 日（水）、8 日（水）、15 日（水）

2 臨時休館日

平成30年 8 月31 日（金）

（消防局予防部予防課）

大阪市告示第969号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 7 月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

〔掲載順序〕

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合
は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日
又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 3 階）

①学校給食用食器（缶）消毒保管庫 買入 都島小学校他15校 ②一般 ③
30. 6. 7 ④大阪厨房設備（株） 大阪府大阪市西成区岸里 2 丁目 7 番 3 号
⑤7,888,320円 ⑥30. 4. 6

①学校給食用食器（缶）消毒保管庫 買入 九条東小学校他13校 ②一般
③30. 6. 7 ④大阪厨房設備（株） 大阪府大阪市西成区岸里 2 丁目 7 番
3 号 ⑤6,292,080円 ⑥30. 4. 6

（教育委員会事務局総務部総務課）

大阪市水道局告示第42号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。

平成30年 7 月13日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
北おおさか	尼崎西	変更前	兵庫県尼崎市久々知西町	平成 30 年

信用金庫	支店		2丁目2番1号	7月23日
		変更後	兵庫県尼崎市潮江2丁目 24番18号	

(水道局総務部経理課)

大阪市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、平成30年8月5日執行予定の大阪市議会議員鶴見区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

平成30年6月29日

大阪市選挙管理委員会
委員長 宮崎 繁雄

- 被登録資格の決定の基準となる日 平成30年7月26日
ただし、年齢は選挙の期日により算定する。
- 登録を行う日 平成30年7月26日
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平30.6.29揭示済)

公 告

大阪市公安局第62号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年7月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 契約担当
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビル I TM棟6階
大阪市建設局総務部経理課
電話 06-6615-7540

- 入札に付すべき事項

売 払 物 品	数 量
金属くず等	2 山

- 下見日時及び保管場所

日時：平成30年 8 月 7 日 午後 2 時30分から午後 5 時00分まで

場所：大阪市建設局 天王寺動物公園事務所 天王寺区茶臼山町 1 -108

資材置場 1（高速下）、資材置場 2（オオカミ舎裏）

4 入札参加資格

平成30・31年度物品売払入札参加承認を受けていること。

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに
本市物品売払入札参加申請を行うこと。

ただし、平成30年 8 月 6 日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加
することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

＊平成30・31年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム
（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品
売払入札等のご案内→「平成30・31年度申請書」からダウンロードするこ
と

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

＊エ、オについては、発行後 3 か月以内のもの

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成30年 8 月 6 日午後 5 時30分までの本市の
休日を除く午前 9 時から午後 5 時30分まで（午後0時15分から午後 1 時00
分までを除く。）

(2) 受付場所 上記 1 に同じ

6 入札参加資格の審査等

5 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入
札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4 で交付した物品売払入札参加承認証を確認することによる
ので、持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上
記 1 においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を入札日当日までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

大阪市建設局入札室（場所は上記 1 に同じ。）

12 入札執行日時

平成30年 8 月 8 日 午前10時00分

13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年 5 月 3 日政令第16号）第167条の 4 に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

（注 1） 入札に参加しようとする者は、下見日時及び保管場所の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

（注 2） 転売目的の場合、古物営業許可もしくは、金属くず営業許可を持たない者のした入札は無効とする。

（注 3） 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限（入札日当日）までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第 3 項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札日当日中に契約保証金、および契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 契約締結時において、4 の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び、法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提

出すること

- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

市 会 公 告

大阪市会公告第1号

大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）第32条の規定により、平成29年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年 7 月13日

大阪市会議長 角 谷 庄 一

1 公文書の公開請求及び審査請求の状況

請求件数	処 理 状 況						審査請求 件 数
	公 開	部分公開	全 部 非公開	不 存 在 に よる非公開	存 否 応答拒否	却 下	
1	1	0	0	0	0	0	0

2 情報提供の状況

情報提供件数 356件

内訳

市会各派名簿	46件
市会役員委員表	58件
市会日程	40件
その他	212件

(市会事務局総務担当)